

令和4年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

本年6月3日の降ひょうにより農作物等への被害を受けた農家に対して、本市独自の見舞金を支給するため、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により7月5日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算 9,000 千円

【歳出予算の内訳】

ひょう被害を受けた農家に対する見舞金 9,000 千円

〔予算の内訳〕 被災農業者災害見舞金：9,000千円 9,000 千円
〔給付金額〕 1件につき5万円
〔対象見込件数〕 180件

☆歳入予算 9,000 千円

【歳入予算の内訳】

○ 繰越金 9,000 千円

【問い合わせ先】 経済部 農業振興課 課長 石井 啓友 047-711-1141
財政部 財政課 課長 遠山 忠 047-712-8595

令和4年7月5日

報道関係者各位

経済部
部長 小塚 眞康

降ひょう被害を受けた市内農家に対する見舞金の支給について

令和4年6月3日の降ひょうにより農作物等への被害を受けた市内農家に対し、下記のとおり見舞金を支給することといたします。

1 対象となる農家

令和3年中に50万円以上の農業収入のある市内農家（販売農家）289件のうち、6月3日の降ひょうにより農作物等への被害を受けたもの 180件（見込み）

（JAによる調査の結果、約6割の農家で被害が発生していることが判明したため、販売農家の約6割にあたる180件で積算）

2 見舞金の額及び支給方法

1件につき5万円（令和元年台風被害時に支給した見舞金額と同額）を指定銀行口座へ振込

3 補正予算額

1件につき5万円 × 180件 = 900万円

4 専決処分

以上の見舞金支給に関する予算措置につきましては、7月5日付けにて補正予算案を専決処分（地方自治法第179条第1項）いたしました。

<専決処分とした理由>

降ひょう被害農家への見舞金支給につきましては、被害状況を把握した上で速やかに予算措置を講じて行うこととしておりましたが、対象となる農家数の見込みが立ったのが7月4日となり、6月定例会中の補正予算案の提出が間に合わなかったことから、本日付で専決処分とさせていただきます。

【問い合わせ先】
経済部 農業振興課
課長 石井 啓友
電話 047-711-1141